

第5章 焼却ごみ半減を実現するための基本施策

第1節 市民の自主的な取り組みによるごみ減量の推進

(1) ごみ減量に関する情報提供・意識啓発の推進

市民を具体的なごみ減量行動の実践に導くよう情報提供を充実します。

- 自治会経由や市の広報による情報提供に加え、ホームページ、パンフレット等多様な媒体を活用して情報提供
- ごみ減量の取り組みによる削減効果等の情報を、タイムリーに分かりやすく提供
- 集団回収の実施団体、資源回収業者、店頭回収実施店、エコハート登録店舗、エコッキング、効果的な水切り方法等、ごみ減量の実践に役立つ情報提供の充実
- 市民に馴染みの薄いミックスペーパーに関する情報提供の充実
- 食べ物を大切に作る運動やマイバッグ、マイボトル持参キャンペーンの展開

(2) 環境教育・環境学習の推進

1) 学校での環境教育の充実

子ども達にごみ減量や資源を大切にすることを意識を持ってもらえるよう、小中学校での環境教育を充実します。

- 学校の教職員とごみ担当職員との連携強化
- 収集業者と連携した体験学習の充実
- 食育計画と連携して環境教育の充実

2) 地域での環境学習の機会の充実

①ごみ減量活動に率先して取り組む人材の育成

幅広い年齢層に対応した環境学習を推進し、ごみ減量・資源化の自主的な取り組みの浸透や地域でごみ減量活動に率先して取り組む人材を育成します。

- 親子一日環境教室、体験学習、清掃センターの施設見学、出前講座など多彩な環境学習のメニューの提供
- 市民、市民活動グループ、生産・流通事業者、ごみ収集・処理業者等が連携し、子どもから高齢者まで各年代に向けた環境学習プログラムを作成

②リサイクルセンターの整備検討

清掃リレーセンターを利用して、資源ごみの持ち込み機能や市民活動グループのごみ減量活動の拠点機能を持つ、リサイクルセンターの整備を検討します。

[整備する機能の例]

- 古紙、缶、びん等の資源ごみの持ち込み拠点、資源ごみの保管機能
- リサイクル工房
- ごみに関する展示、情報提供、環境学習コーナー
- ごみ減量に取り組む市民活動グループの活動拠点

(3) あらゆる主体との連携によるごみ減量の取り組みの推進

1) 事業者との連携による環境配慮型販売の普及

生駒市環境地域協議会「ECOMA」と連携し、製品の購入や使用、廃棄によって排出されるごみの削減に配慮した事業活動を普及し、市民によるごみの発生抑制を支援します。

○事業者に対し、簡易包装の拡大、詰め替え式容器の販売促進、野菜や肉類の皿売り・ばら売り・量り売りの拡大、修理体制の整備、使用後の製品の回収等の要請

○市民団体による登録審査認定を登録要件にする等、環境にやさしいお店「エコハート」制度の見直しと、環境配慮型販売に取り組む店舗等の積極的な利用を市民に呼びかけ

2) 店頭回収の普及・充実

スーパー等の小売店に店頭回収の実施や拡充を要請し、容器包装ごみの削減を図ります。

○白色トレイ、牛乳パックなどの店頭回収の実施・拡充

○店頭回収の場所を市民に情報提供するとともに、洗浄して出す等市民協力内容について市民に呼びかけ

3) 市民活動グループと連携したリユース促進の基盤づくり

市の広報やホームページ等で、不用品のリユース情報を提供し、リユースを促進します。

○環境フリーマーケットの開催、ホームページを活用した不用品交換情報の提供

○環境NPOが実施する陶磁器・ガラス製食器のリユース・リサイクル活動等、市民活動グループによるリユース活動に対する支援の充実

4) 集団回収活動への支援の充実

集団回収のさらなる活性化や、未実施地域での実施を目指した取り組みを充実します。

○古紙回収業者等の情報提供、回収品目の拡大等補助金交付内容の充実

○ミックスペーパーの回収に関する情報提供の充実と回収実施団体の拡大

○生駒市自治連合会等と連携し、未実施地域における未実施理由の把握と実施の働き掛け

○未実施地域での集団回収の取り組みを促すため、回収場所として公共施設や銀行等の駐車場の土日の開放等を関係者と調整

○集団回収の世話役に負担のかからない各戸収集方式による集団回収の紹介

5) 生ごみ（厨芥類）や剪定枝のごみ減量の取り組みへの支援の充実

各家庭や地域、学校等における、生ごみ（厨芥類）や剪定枝等のバイオマス資源の資源化の取り組みに対する支援を充実します。

○家庭用生ごみ処理容器及び処理機設置費補助事業を今後も継続・拡充

- 地域や学校で業務用生ごみ処理機等を用いた生ごみリサイクルへの支援の検討
- 剪定枝のチップ化を促進するため、近隣の民間剪定枝処理業者の情報、チップ化済み剪定枝の市民への提供システム、剪定枝小型破砕機の活用事例情報等を収集

(4) ごみ減量に取り組む市民活動グループとの連携の推進

ごみ減量に取り組む環境NPO等市民活動グループとの連携を深め、市民グループによるごみ減量活動をさらに推進します。

- 市民活動グループと意見交換し活動課題の把握、相談機能の充実
- 生駒市がコーディネート機能を発揮し、市民活動グループ間の連携を促進

第2節 家庭系ごみの資源化の仕組みづくり

(1) 分別排出ルールの周知徹底

1) 排出ルールに関する情報提供の充実

市民へ分別排出ルールを周知徹底するため、ごみ分別に関する情報提供を充実します。

- ごみ収集日程表で、分別方法等を分かりやすく情報提供
- ごみ分別の細分化に伴うごみの出し方等に関する相談体制の充実
- 市が実施しているごみステーションでの古紙の回収について、市の広報等を用いたPRを充実し、参加世帯数を拡大

2) 分別排出の指導の充実による分別排出の徹底

自治会役員、清掃指導員、収集業者等と連携して、分別排出に関する指導を充実し、分別排出ルールを徹底します。

- 自治会役員や清掃指導員と連携し、ステーションでの分別指導を実施
- 収集業者と連携し、ルール違反ごみに対して理由を書いた紙を貼り、取り残しの強化
- 広報紙や地域での説明会などを充実し、分別排出の方法の浸透とルール徹底の必要性を周知
- 単身者の多い地域やワンルームマンションなど、ごみ排出に関する情報が届きにくい住宅については、居住者だけでなく、マンション所有者・管理人にも協力要請

3) プラスチック製容器包装等の分別収集定着に向けた情報提供や分別指導の充実

平成23年10月から新たに実施するプラスチック製容器包装の分別収集について、分別収集の早期の定着を図るため、情報提供や分別指導を重点的に実施します。

- 分別ルールや排出方法等に関して、地元説明会を開催して説明
- 自治会役員、清掃指導員、市職員が連携し、ごみステーションでの分別指導

- プラスチック製容器包装の洗浄について、写真等を用いて、具体的に分かりやすく説明するパンフレット等の作成

(2) 多様な回収・資源化システムの構築

1) 分別収集の拡充

焼却ごみの半減を目指すため、家庭系ごみ中に占める割合の高い生ごみ（厨芥類）や古紙等を収集対象とした、分別収集品目の拡充による資源化を検討するなど、分別収集を拡充します。

- 市民とのごみに関する意見交換会を定期的を開催し、分別収集に対する市民の意見や評価を把握・改善
- 必要に応じて既存の分別収集品目の収集頻度の増加
- 生ごみ（厨芥類）や古紙等、新たな分別収集の実施検討
- エコパーク21の生ごみ（厨芥類）受入量を日量1.3tから2.6tに拡充するのに合わせ、家庭系生ごみ（厨芥類）の受け入れを想定し、生ごみ（厨芥類）の地域循環のモデル事業実施について検討
- レアメタル等の含有量が多い小型家電製等の新たな資源について、国の方針等を考慮した上で分別収集の実施を検討

2) 分別収集を補完する資源回収システムの充実

資源の持ち込み拠点の整備・拡充など、分別収集を補完する資源回収システムを充実します。

- 拠点回収を実施する公民館、自治会館、集会所等公共施設、拠点回収品目の増加
- リサイクルセンター等、家庭内に貯まった古紙、びん・缶等の資源を持ち込むことができる持ち込み拠点の整備検討

第3節 事業系ごみ減量の推進

(1) ごみ減量に取り組む経営姿勢の確立

ごみの適正処理やごみ減量・資源化の責任が排出事業者にあることを周知徹底するとともに、市内事業者への環境マネジメントシステムの普及などにより、ごみ減量に取り組む経営姿勢の定着を目指します。

- ごみ減量の手引き等を作成し、事業活動から排出されるごみの適正処理やごみ減量・資源化の責任が排出事業者にあることを周知徹底
- 商工会議所等と連携し、ISO14001や小規模事業所向けの環境マネジメントシステム等の環境マネジメントシステムを市内事業所へ普及し、事業系ごみの減量・資源化に自主的に取り組むように誘導
- ごみ減量・資源化に取り組む優良事業所を選定し、顕彰する制度の創設を検討

(2) 排出事業者に対するごみ減量指導の強化

1) 排出事業者に対する指導や監視体制の強化による不適正ごみの搬入防止

清掃リレーセンターや清掃センターでの事業系ごみ搬入に対する指導や監視体制を強化し、産業廃棄物、資源等、ルール違反のごみの搬入を防止します。

- 搬入時の監視体制を強化し、産業廃棄物、有害性の高い廃棄物、資源等の清掃リレーセンターや清掃センターへの搬入を防止
- 許可業者等と連携し、ごみの適正処理やごみ減量・資源化に関する情報提供や排出事業者の指導を充実

2) 事業系ごみの排出実態の把握

市内事業所のごみ排出実態調査を実施し、事業者によるごみ減量・資源化の取り組み状況を把握するとともに、事業系ごみの減量・資源化の推進に活用します。

- 業種別のごみ排出量、ごみ組成等を把握し、ごみ減量対策の基礎的資料として活用

3) 事業所への訪問ヒアリングの実施

大規模事業所に対する減量計画書の提出制度と併せ、事業所への訪問ヒアリングを実施し、ごみの適正処理やごみ減量・資源化の実施状況を把握するとともに、個別指導を行います。

- ごみの適正処理やごみ減量・資源化の実施状況の把握
- 職員誰でもが共通認識を持って訪問ヒアリングできるようチェックリストの整備

4) 事業者との連携によりごみ減量を促進する仕組みの構築

エコハート事業を見直し、事業者のごみ減量・資源化の取り組みを促進するため、自主的にごみ減量・資源化に取り組む事業所を認定・市民に紹介していく制度づくりを進めます。

5) 市の公共施設における率先行動の充実

生駒市有数の事業所である生駒市役所が他の事業者の模範となるよう、率先して、ごみ減量の行動に取り組みます。

- 生駒市は LAS-E（環境自治体スタンダード（Local Authority's Standard in Environment）。環境配慮や環境政策に取り組むためのしくみを、自治体が確立運用し、その取り組み内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準です。）を認証取得し、環境マネジメントシステムに基づき、環境施策やごみの適正処理やごみ減量・資源化に取り組む率先行動を実践
- 学校などの公共施設のごみ収集について、現在の家庭系ごみでの収集から、順次許可業者収集に更新

(3) 多量排出事業所によるごみ減量の取り組みの促進

多量排出事業所に対して、自主的なごみ減量・資源化を促すとともに、ごみ減量・

資源化に関する情報提供や指導等を充実します。

- 一般廃棄物減量計画書の提出制度を活用し、多量排出事業所のごみ減量・資源化を指導
- 多量排出事業者への訪問ヒアリングの実施、研修セミナーの開催など廃棄物管理責任者を通じた減量指導を充実
- 一般廃棄物減量計画書を提出する特定事業者対象規模の見直しなど、多量排出事業者を対象とした減量指導を拡充
- 先進的にごみ減量・資源化に取り組む事業所の事例等の情報を、積極的に提供
- 大規模事業所の新規建設時に、ごみ置き場や資源保管場所の整備を指導
- 自主的なごみ減量・資源化に関する情報提供や事業所間での情報交換の場を提供
- 各事業所の一般廃棄物管理責任者と定期的に情報交換の場を設け、ごみ減量・資源化減量に取り組む上での問題点や解決方法に関する情報交換を実施

3) 小規模の事業所によるごみ減量行動の促進

商工会議所や、許可業者、再生資源回収業者などと連携し、小規模の事業所におけるごみ減量行動の実践を支援します。

- 許可業者と連携して小規模事業所の資源の分別収集を促進
- 古紙問屋等資源回収拠点情報の収集と提供
- 商工会議所等と連携し、オフィス町内会等の事業所の資源共同回収システムの形成
- 小規模の事業所から排出される古紙等を地域で実施する集団回収への排出を認めるなど、事業系ごみのリサイクルを支援する仕組みづくりを検討

4) 事業者と市民の協働による事業系ごみ減量の促進

売れ残りや食べ残し食品の廃棄を減らすため、市民と事業者が一体となって事業系ごみの減量を進める運動を展開

- スーパーやコンビニエンスストアでの手付かず食品の削減のため販売管理の徹底
- 市民と事業者が連携して、食べきり運動等事業系ごみの発生抑制の運動を展開

第4節 焼却ごみ半減の実現に向けた処理システムの構築

(1) 効果的・効率的なごみ収集・運搬体制の構築

プラスチック製容器包装等の新たな分別収集の実施に当たり、収集業者と連携し、効果的・効率的なごみ収集体制の構築を目指します。

- プラスチック製容器包装等新たな分別収集の実施に当たり収集ルートの見直し
- 清掃リレーセンター経由を廃止し、清掃センターへの直送方式によるごみ収集・運搬の実施

(2) 環境負荷の少ない低公害車の導入促進

ごみ処理事業に用いる車両に関して、環境負荷の少ない低公害車などを計画的に導入します。

(3) 高齢化社会や新たな収集体系の導入に応じてステーションの適正配置

高齢化社会等に対応した収集体制の拡充や生ごみ（厨芥類）の分別収集、大型ごみの有料制の導入等、新たな収集体系の導入に応じて、ごみステーションの適正配置等を進めます。

- ステーションへのごみ排出が困難な高齢者世帯や障害者世帯のごみ排出を支援するごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を充実
- 大型ごみ及び不燃ごみの電話申し込み制実施に伴う各戸収集の導入
- 新たな収集体系の導入時等には自治会連合会等と連携し、ステーションの適正配置に取り組むほか、ステーションの設置等に関する情報交換を実施

(4) ごみ処理費用適正負担のあり方の検討

1) 家庭系ごみ

焼却ごみの半減に向けて、ごみの減量促進やごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、家庭系ごみに対する有料制の導入について検討します。

- 大型ごみ、燃やすごみ等の家庭系ごみについて、有料制の導入を検討
- 有料制の導入に際しては、現在のごみ処理費用など、家庭系ごみの有料制の必要性に関する情報を提供し、導入に対する市民の理解と納得を得るよう努力
- 有料制の導入に際しては、多様な資源回収システム等の十分なごみ減量手段の提供、資源ごみの分別に積極的に取り組めば負担が軽減される仕組みの検討、また、低所得者層に対する減免措置の導入など、市民に対して単純な負担増にならないように配慮

2) 事業系ごみ

現在の処理手数料は、ごみの処理原価の20%弱であることを周知するとともに、事業系ごみの処理手数料を適正負担とし資源化に向けてごみが誘導されるよう、処理手数料を定期的に見直します。また、事業系ごみについて、許可業者と十分に調整

し、袋代に処理料金を上乗せした価格による有料指定袋制の導入を実施します。

(5) 環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設の整備・維持管理の徹底

1) 清掃リレーセンターの有効活用の検討

清掃リレーセンターについては、施設の老朽化が進みつつあること、また、環境負荷低減やごみ処理コストの削減の観点から、本中継機能の廃止とともに、今後のリレーセンターの活用方法について検討します。また、焼却ごみ半減の実現のため、清掃リレーセンターを利用し、資源の持ち込み拠点としての機能等を果たす、リサイクルセンターの整備を検討します。

2) 清掃センターの適正な維持管理の徹底

清掃センターについて、長期包括による運営委託事業により、環境負荷の少ない運転管理を進めます。また、本計画の最終目標年度である平成32年には、清掃センターが運転開始後30年を迎えることから、適切な維持管理に努めるとともに、新たな清掃センターの整備のあり方に関する検討を始めます。

3) 生ごみ（厨芥類）等の資源化に対応したリサイクル施設の整備

ごみ中に占める割合が高い生ごみ（厨芥類）について、資源化（堆肥化等）を推進するための施設整備を検討します。また、生駒市周辺の民間資源化施設の情報を収集します。

- 生ごみ（厨芥類）の処理能力向上を図るため、現在、し尿と一部の生ごみ（厨芥類）とを処理・資源化しているエコパーク21の改修や、新規施設の整備等を検討
- 民間の資源化施設を活用した生ごみ（厨芥類）資源化の検討
- エコパーク21において生ごみ（厨芥類）から作った堆肥の成分を分析して肥料としての効果を把握するとともに、堆肥の有効利用について検討
- 堆肥化、バイオガス化など、生ごみ（厨芥類）の資源化方式に関する調査研究の実施

4) 新たな資源化物の選別・保管等の施設整備の検討

現在、生駒市で回収された資源は、基本的に民間委託により資源化されているものの、今後、資源化物の分別収集の拡大が見込まれることから、民間委託に加え、清掃リレーセンターを利用し、市が資源化物の選別・保管等を行う施設の整備を検討します。

5) 最終処分場の維持・確保

生駒市の焼却灰は大阪湾のフェニックス処分場に搬入、最終処分していることから、今後もフェニックス等の広域的な最終処分場の確保を求めていきます。また、フェニックス処分場に関する計画の期限が切れる平成33年度以降の広域最終処分場の安定的な確保を、国、県に要望していきます。ごみ減量化を推進し最終処分量の削減を図ります。

(6) 広域的連携の強化

1) 周辺自治体との連携の強化や広域的連携事業の推進

レジ袋削減対策の推進等に関する周辺自治体との連携強化や、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）等の広域的連携事業に参加します。

2) 災害時及び施設の故障や施設の改修時における相互支援体制の構築

焼却炉の点検や緊急時の応援対応等における相互支援体制を構築します。

第6章 計画推進のために

第1節 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理の推進

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みの展開を目指すため、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

(2) 進捗状況の点検・評価

生駒市ごみ処理基本計画の進捗状況に関する点検・評価の結果を生駒市環境基本計画策定委員会に報告するとともに、市の広報やホームページ等を活用して、市民に公表していきます。